

デイサービスセンター緑苑 運営規程

社会福祉法人旭川緑光会

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、社会福祉法人旭川緑光会が設置 するデイサービスセンター緑苑（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための運営に関する管理事項を定め、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 サービス従事者及び従業員（以下「職員」という。）は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、回復を図るための機能訓練及び生活の質の向上を目指した在宅生活が維持出来るように支援を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持ならびに利用者の家族の、精神的肉体的負担の軽減を図るように努める。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター 緑苑
- (2) 所在地 旭川市東旭川町上兵村229番地の8
(特別養護老人ホーム旭川緑苑内)

(利用定員)

第4条 利用者の定員は、10名（第1号通所事業所定員を含む）とする。

第2章 職 員

(職員の区分・定数及び職務)

第5条 事業所には、利用者の処遇に支障をきたさないよう所要の職員を配置して、それぞれの職務に従事させるものとする。

2 職員の区分・予定数並びに職務については、次の各号に掲げるとおりとし必要に応じて配置する。

- (1) 管理者 : 1人(兼務)

理事長の命を受け、施設に従事する職員を指揮監督し、施設全般の管理運営の責に任ずる。管理者は、特別養護老人ホーム旭川緑苑施設長が兼務する。

- (2) 生活相談員 : 1人(常勤専従)

管理者の命を受け、利用者の生活及び身上等に関する相談、助言者として処遇全般の向上について所掌業務を担当する。

- (3) 介護職員 : 2人(常勤換算数2.0人)

介護職員は、介護・療養上の世話など当該事業のサービスの提供に当たるとともに、常に利用者の心身の状況の掌握に努める。

- (4) 非常勤看護職員 : 1人

介護職員と連携し機能訓練を指導する。

- (5) 機能訓練指導員 : 1人(非常勤看護師が担当常勤換算数0.1人)

利用者の日常生活を営むのに必要な機能の衰退を防止するための訓練及びその指導をする。

第3章 利 用

(利用基準)

第6条 事業者の利用対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受け入れることが困難な者で、一定の基準に基づき、事業の目的に応じた措置の要否判定が行われ認定された者とする。

(利用日及び時間)

第7条 事業所の利用日及び利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 利用日：毎週、月曜から土曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日までの休日を除く
- (2) 利用時間：午前9時30分から午後4時45分までとする。

(通所介護の内容)

第8条 指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
 - ア 排泄の介助
 - イ 移動の介助
 - ウ その他必要な身体の介助
- (2) 入浴の介護
 - ア 一般浴槽による入浴
 - イ 特別浴槽による入浴
- (3) 機能訓練
- (4) 送迎
- (5) 食事の介助
- (6) 相談・助言

(地域密着型通所介護計画及び第1号通所事業計画)の作成)

第9条 地域密着型通所介護及び第1号通所事業の提供を開始する際には、利用者の心身上の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等の介護者状況を充分把握し、個別に地域密着型通所介護計画及び第1号通所事業計画を作成する。

- 2 地域密着型通所介護計画及び第1号通所事業計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当初計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、地域密着型通所介護計画及び第1号通所事業計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービス実施の際の留意事項)

第10条 事業を行うにあたっては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対して、事業所の運営の概要や職員の勤務体制その他利用者のサービスの選択に資すると認められる事項を説明し、サービスの内容及び利用する時期等について契約書を以って利用申込者又はその家族の同意を得るものとする。

(利用料等)

第11条 事業所が提供する指定地域密着型通所介護の利用料は、厚生大臣が定める介護報酬の告示の額（法定代理受領サービスの保険者が交付する介護保険負担割合証に記載される利用者負担の割合の額）とする。ただし、第2項に掲げる者については、別に実費相当分を徴収する。

- 2 次の費用は、利用者の負担とする。

ア 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬を超える額の時間延長サービス料金は、延長1時間につき1,340円とする。

イ 食費は、食事1回につき400円とする。

ウ レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加した場合の行事・材料費を100円とする。

エ オムツ代は、1枚につき200円とし使用頻度に応じて徴収する。

オ 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録を一でも閲覧出来るが、複写物を必要とする場合には1枚につき：実費10円を負担する。

3 前項の、サービスを提供する際は、事前に利用者又はその家族に資料を提示し、サービスの内容及びその費用を説明したうえで、利用者又はその家族から支払いに同意する旨の文書に署名（記名）押印を受けることとする。

4 利用料及び負担金の額は、事業所の見やすい場所に提示することとする。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は、旭川市全域とする。

（緊急時等における対応方法）

第13条 生活相談員等は、通常介護を実施中に利用者の病状に急変その他緊急状態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるものとする。

第4章 機能訓練

（機能訓練）

第14条 日々行われるレクリエーションを通して利用者の身体的、精神的条件に応じた機能訓練又は必要に応じて医師等の指示に基づく機能減退防止のための機能訓練を行う。

2 個別機能訓練を実施して場合はその計画及び経過を訓練記録とともに整理するものとする。

第5章 非常災害対策その他の事項

（非常災害対策）

第15条 地域密着型通所介護の提供中に地震等の災害が発生・発見又は情報を入手した職員は、他の職員に直ちに通報し、利用者の生命を第一とし、直ちに安全の確保に努めるとともに速やかに管理者に報告する。

（1）現場の先任者は、直ちに避難誘導の指揮をとる。

（2）現場の先任者は、速やかに関係協力機関等に通報し協力体制を確保する。この際、その場に所在する社会的資源の有効活用に着意する。

2 年2回避難訓練を行う。

（1）避難場所の確認と経路を確保するための訓練。

（2）関係機関・協力機関等との報告・連絡・通報等の確認。

（職員の秘密保持）

第16条 従業員は、個人情報に関する基本規定を遵守し、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持しなければならない。従業員が退職した後もその秘密を保持させるため、その旨を雇用契約に明

記する。

(記録の整備保存)

第 17 条 事業運営の実態を把握し、なおかつ、円滑化・効率化など分析資料を得るうえでも各職種等の記録を整備保存しておくものとする。

(研修の機会の確保)

第 18 条 管理者は、従業員の資質及びサービスの向上を図るため、従業員に次のような研修の機会を与えるものとする。

- (1) 全体あるいは職種ごとに行う。
- (2) 職場研修に限らず所外での研修機会を確保する。

(その他の事項)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人旭川緑光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 13 年 1 月 24 日一部改正
- 3 平成 14 年 4 月 1 日一部改正
- 4 平成 15 年 5 月 1 日一部改正
- 5 平成 17 年 10 月 1 日一部改正
- 6 平成 18 年 4 月 1 日一部改正
- 7 平成 19 年 4 月 1 日一部改正
- 8 平成 24 年 4 月 1 日一部改正
- 9 平成 24 年 4 月 1 日一部改正
- 10 平成 26 年 9 月 1 日一部改正
- 11 平成 26 年 12 月 1 日一部改正
- 12 平成 27 年 8 月 1 日一部改正
- 13 平成 28 年 3 月 31 日一部改正